

## 会 議 記 録

会議名 産業教育常任委員会

開催日 令和7年6月18日（水）

開会 午前10時00分

閉会 午後 零時35分

出席者 委 員 委員長 福 富 善 明

雨 宮 茂 樹 針 谷 育 造 青 木 一 男

針 谷 正 夫 氏 家 晃 大阿久 岩 人

議 長 梅 澤 米 満

傍 聴 者 小太刀 孝 之 市 村 隆 浅 野 貴 之

小 平 啓 佑 古 沢 ちい子 大 谷 好 一

内 海 まさかず 小久保 かおる 松 本 喜 一

広 瀬 義 明 福 田 裕 司 中 島 克 訓

小 堀 良 江 白 石 幹 男 関 口 孫一郎

---

事務局職員 事務局 長 森 下 義 浩 議 事 課 長 野 中 繭 実 子

主 査 村 上 憲 之 主 査 田 島 沙 由 理

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

|                            |         |
|----------------------------|---------|
| 産 業 振 興 部 長                | 高 野 義 宏 |
| 教 育 次 長                    | 五 十 畑 肇 |
| 農 業 振 興 課 長                | 丸 山 浩   |
| 農 林 整 備 課 長                | 大 塚 和 美 |
| 学 校 教 育 課 長<br>グローバル教育推進室長 | 宮 堀 純 也 |
| 学 校 施 設 課 長                | 國 府 泰 浩 |
| 保 健 給 食 課 長                | 寺 内 晴 子 |
| 文 化 課 長                    | 横 倉 悟 史 |

令和 7 年第 3 回栃木市議会定例会

産業教育常任委員会議事日程

令和 7 年 6 月 1 8 日 午前 1 0 時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第 8 0 号 工事請負契約の締結について（（仮称）栃木東地域学校給食センター新築工事）
- 日程第 2 議案第 8 1 号 工事請負契約の締結について（（仮称）栃木東地域学校給食センター新築電気設備工事）
- 日程第 3 議案第 8 2 号 工事請負契約の締結について（（仮称）栃木東地域学校給食センター新築機械設備工事）
- 日程第 4 議案第 8 9 号 財産の取得について（小学校児童用タブレット端末）
- 日程第 5 議案第 9 0 号 財産の取得について（中学校生徒用タブレット端末）
- 日程第 6 議案第 9 1 号 土地改良事業の施行について（弁天下溜地区）
- 日程第 7 議案第 9 2 号 土地改良事業の施行について（大柿西溜地区）
- 日程第 8 議案第 7 8 号 令和 7 年度栃木市一般会計補正予算（第 1 号）（所管関係部分）
- 日程第 9 所管事務調査の実施について

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（福富善明君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから産業教育常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

◎諸報告

○委員長（福富善明君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

---

◎議事日程の報告

○委員長（福富善明君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎議案第80号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第80号 工事請負契約の締結について（（仮称）栃木東地域学校給食センター新築工事）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

寺内保健給食課長。

○保健給食課長（寺内晴子君） おはようございます。ただいまご上程をいただきました議案第80号 工事請負契約の締結につきまして、議案書及び議案説明書に基づきご説明申し上げます。議案書は46ページ、議案説明書は32ページから40ページであります。

初めに、議案説明書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、32ページをお開きください。議案第80号 工事請負契約の締結についてであります。提案理由でございますが、（仮称）栃木東地域学校給食センター新築工事請負契約を栃木市片柳町2丁目14番39号、館野・栃木アンカー特定建設工事共同企業体、代表者、館野建設株式会社、代表取締役、横田雄作と締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、33ページの参考欄といたしまして、工事名は、（仮称）栃木東地域学校給食センター新築工事、工事場所は、栃木市神田町地内であります。工事概要につきましては、給食センター建築工事S造2階建て、建築面積1,930.72平方メートル、延床面積2,460.73平方メートルの新築工事、倉庫、ゴミ庫の工事を行うものでございます。

次の34ページが位置図、35ページが配置図、36ページが1階平面図、37ページが2階平面図、38ペ

ージが屋根伏図、39ページが南立面図と東立面図、40ページが北立面図と西立面図となっております。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、46ページをお開きください。  
工事請負契約の締結についてであります。次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1の契約の目的につきましては、(仮称)栃木東地域学校給食センター新築工事であります。

2の契約の方法につきましては、事後審査型条件付一般競争入札であります。

3の契約金額につきましては、7億290万円であります。

4の契約の相手方につきましては、栃木市片柳町2丁目14番39号、館野・栃木アンカー特定建設工事共同企業体、代表者、館野建設株式会社、代表取締役、横田雄作であります。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長(福富善明君) 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いします。

質疑はありませんか。

針谷正夫委員。

○委員(針谷正夫君) それでは、聞きます。

新しいセンター方式でできるということですが、今までは第三小学校の調理場、それから大宮北小の小学校、国府北小の小学校等が親子方式でやっておりました。親子方式の親のほうは自分のところで作っているわけですから、非常に作ってすぐに食べられるという、家庭と全く同じ状況だったと思います。しかるに、今回センター方式というので、すぐに食べられないところも、時間がかかるということも出てくるのではないかと。子供のほうであったほうは、また子供ですから、子供というか配付先ですので、大丈夫ですが、親だったところについては若干の差異が出てくるのではないかと。その辺は新しいセンターとして、そういったことも考慮に入れながら、建物自体にそういった工夫を凝らすのは難しいかもしれませんが、そういったことを承知の上でこういったことが提案といいますか、事業となっているのかどうかお聞きします。

○委員長(福富善明君) 寺内保健給食課長。

○保健給食課長(寺内晴子君) その点につきましては、調理後2時間以内に喫食というのが決まっております。それは十分問題ない、センター、その場所になっております。現在、大平と藤岡と都賀センターもなっているのですけれども、センターにおいても各学校、十分おいしい給食は提供できておりますので、特に問題はございません。

○委員長(福富善明君) 針谷正夫委員。

○委員(針谷正夫君) 社会実験ではありませんが、前例でそのことが証明されているということで、

承知しました。

○委員長（福富善明君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 給食センター、調理室のアップパーと食数というのはどのくらいが見込めるのか、それをまず教えてください。

○委員長（福富善明君） 寺内保健給食課長。

○保健給食課長（寺内晴子君） 今回のセンターは、2,400食を見込んでおります。

○委員長（福富善明君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 図面を見せてもらいまして、普通の給食センターというのは、鉄板の水洗いというようなことで、かつてはそのようなウェット方式でやってきていますけれども、これはドライ方式ということでよろしいのですね。

○委員長（福富善明君） 寺内保健給食課長。

○保健給食課長（寺内晴子君） ドライシステムになっております。

○委員長（福富善明君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） ドライシステムについて委員の皆さんに説明をしていただけますか。

○委員長（福富善明君） 寺内保健給食課長。

○保健給食課長（寺内晴子君） ドライシステムにつきましては、調理機器から床に水を落とさない構造とすることで、床を乾いた状態として調理場内の湿気を少なくすることで、細菌の繁殖を防いだり、水はねによる二次感染を防止するシステムとなっております。

○委員長（福富善明君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 細かくなりますけれども、そうすると調理員さんが長靴を履いて、前かけをするということはないということで、どのようなスタイルで調理に従事できるのか、その辺を教えてください。

○委員長（福富善明君） 五十畑教育次長。

○教育次長（五十畑 肇君） 調理員さんのスタイル、私、現場で見たことあるのですけれども、当然帽子、髪の毛が入らないように白い帽子、当然マスク、その帽子も耳まで完全に覆うような形での帽子です。当然白衣を着ています。先ほど委員からありましたように、前かけというか、そういったものは今はせずに、ただの白衣ですか、白衣を着て、あとズボンをはいて、靴については長靴ではなくて、今は普通の靴ですね、白いものとか、あとは場所によって、ちょっと行く先によっては、やはり部屋が違ふところに行くときには色を替えたりして、アレルギー対応室もございまして、そういった形で安全面には十分配慮した服装にはなっております。

○委員長（福富善明君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 配送時間2時間以内というのですけれども、今度の東の場合にはどのくらいを見ておるのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 寺内保健給食課長。

○保健給食課長（寺内晴子君） 申し訳ありません。ちょっと手元に資料がないので、ちょっと確認して後でお答えしたいと思います。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

雨宮副委員長。

○副委員長（雨宮茂樹君） 2,400食アップパーということでありました。今後長く使われる施設になると思いますが、今後生徒数の減少等も見込まれていく中で、今後対象の学校を増やしていったりだとか、そういったことも計画の上なのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 寺内保健給食課長。

○保健給食課長（寺内晴子君） 今後学校の統廃合なども関わってくると思いますので、今後は検討してまいります。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 今、雨宮委員のほうからのちょっと関連なのですが、こういった施設は、一般論的に耐用年数、何十年という期間になるかと思うのですが、耐用年数はどのぐらいを見込んで建設されるのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 五十畑教育次長。

○教育次長（五十畑 肇君） 建物については、構造によって耐用年数って多分決められていますので、ここは鉄骨造りなものですから、その鉄骨が何年耐用年数なのか、ちょっと今手元に資料がないので、後ほどすみません。お答えさせていただきます。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 先ほども質問ありましたが、やはり10年、20年、30年後ということで、当然子供の数は減っていくということで、それを見据えてでのやはり建設でないと意味がないと思うのです。先ほど小学校統廃合で、やはり統廃合したところにも今度は給食を配給するという形になるかと思うのですが、その辺もしっかりと踏まえての建設でないと意味ないのです。今現状だけを見て、ではこの規模にしましたというのではなくて、いかに先を見るかかと思いますので、その辺はこういった計画がある中で、その辺も含めてまだ検討する余地があるのであれば検討していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（福富善明君） 要望ですか。

○委員（青木一男君） はい。

○委員長（福富善明君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） かつては給食室やセンターを造るとなると国庫補助があったのですけれども、今はどうなってしまっておりますか。

○委員長（福富善明君） 寺内保健給食課長。

○保健給食課長（寺内晴子君） 国庫補助につきましては、今日この後の補正予算案のときにご説明申し上げる予定だったのですが、国庫補助の申請を行っていたのですけれども、今回ちょっと不採択の連絡をいただきまして、国庫補助は活用せずに起債、地方債と基金で建設することになりました。

○委員長（福富善明君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 理由はどのように、国のほうなり県のほうでは言っているのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 寺内保健給食課長。

○保健給食課長（寺内晴子君） 今回国のほうの予算もちょっと減額されたということと、あと県の施設課さんのほうが文部科学省に確認したところ、やはり強靱化とかバリアフリー化が優先されたという回答だったそうです。

以上です。

○委員長（福富善明君） 先ほどの答弁。

寺内保健給食課長。

○保健給食課長（寺内晴子君） すみません。先ほどの配送時間の件になりますが、4コースに分かれておりまして、遠いところで43分以内ということになります。近いところだと17分を見込んでおります。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第80号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第80号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。



---

◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第2、議案第81号 工事請負契約の締結について（（仮称）栃木東地域学校給食センター新築電気設備工事）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

寺内保健給食課長。

○保健給食課長（寺内晴子君） ただいまご上程をいただきました議案第81号 工事請負契約の締結につきまして、議案書及び議案説明書に基づきご説明申し上げます。議案書は47ページ、議案説明書は41ページから48ページであります。

初めに、議案説明書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、41ページをお開きください。議案第81号 工事請負契約の締結についてであります。提案理由でございますが、（仮称）栃木東地域学校給食センター新築電気設備工事請負契約を栃木市平井町523番地7、大興・北尾特定建設工事共同企業体、代表者、大興電機工業株式会社、代表取締役、小林誠と締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、議案第80号と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

次に、参考欄といたしまして、工事名は、（仮称）栃木東地域学校給食センター新築電気設備工事、工事場所は、栃木市神田町地内であります。工事概要につきましては、受変電設備、幹線設備、動力設備、厨房電源設備などの電気設備工事であります。

また、42ページから48ページの位置図などにつきましては、議案第80号と同じものであります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、47ページをお開きください。工事請負契約の締結についてでございますが、次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1の契約の目的につきましては、（仮称）栃木東地域学校給食センター新築電気設備工事であります。

2の契約の方法につきましては、事後審査型条件付一般競争入札であります。

3の契約金額につきましては、3億3,919万7,100円であります。

4の契約の相手方につきましては、栃木市平井町523番地7、大興・北尾特定建設工事共同企業体、代表者、大興電機工業株式会社、代表取締役、小林誠であります。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いします。

質疑はありませんか。

氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 議案説明書の41ページなのですが、工事概要の中で、太陽光発電及び蓄電設備というふうにあるのですが、この太陽光発電の装置を屋根の上につけるのかなというふうに発想はしたのですが、具体的にどこにつけるのか。また、蓄電はどこにするのかお願いします。

○委員長（福富善明君） 寺内保健給食課長。

○保健給食課長（寺内晴子君） 太陽光発電につきましては、2階の屋根の上と、あと1階の屋根の一部分につけることになります。蓄電につきましては、冷蔵庫、冷凍庫と事務室の電源になります。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○保健給食課長（寺内晴子君） すみません。ちょっと確認します。

○委員長（福富善明君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） この太陽光発電については、ほかの給食センター等でもやっているのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 寺内保健給食課長。

○保健給食課長（寺内晴子君） ほかのセンターについては設置しておりません。

○委員長（福富善明君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） それでは、カーボンニュートラルとか、そういった観点から、これからの市有のこういった施設に関しては取り組んでいくというスタンスでよろしいのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 寺内保健給食課長。

○保健給食課長（寺内晴子君） 今後はそのような形になります。

○委員長（福富善明君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） それでは、具体的にこの太陽光発電の出力といいますか、それにつきまして答弁いただきたいと思います。

○委員長（福富善明君） 寺内保健給食課長。

○保健給食課長（寺内晴子君） 太陽光141枚で58.515キロワットになります。

○委員長（福富善明君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 58.515キロワットで、これはこの給食センター全体の何%ぐらいを賄えるのか。ざっくりで大丈夫なのですか。

○委員長（福富善明君） 寺内保健給食課長。

○保健給食課長（寺内晴子君） すみません。その点もちょっと確認してからお答えしたいと思います。申し訳ありません。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑はありませんか。

雨宮副委員長。

○副委員長（雨宮茂樹君） 議案説明書のほうの、この平面図とか配置図とか様々載っていて、3議

案とも、次もそうですけれども、同じものが載っているのかなと思うのですけれども、例えば建築の部分に関しては機械を抜いた図面を出すとか、電気に関してはここが機械の部分です。機械に関しては機械が入った図面を出すとか、そういった区別というのはできなかったのですか。

○委員長（福富善明君） 五十畑教育次長。

○教育次長（五十畑 肇君） すみません。委員おっしゃるとおり、それぞれの工事で当然図面が違ふものがございますので、そういったところも議案ごとに分けるという方法もあるのですが、一応電気とかですと、ただ建物があって、配線が書いてあるだけです。それであれば全体的に同じ図面にはなってしまいますが、こういった形で調理場ですか、平面図などはこういったものがあってというふうにしたほうがいいかなということで、すみません、同じものをつけさせていただいたという状況になっております。申し訳ございません。

○委員長（福富善明君） 雨宮副委員長。

○副委員長（雨宮茂樹君） 電気工事に関しては、ほとんど何も入らない部分が多いのかな、文字ばかりになってしまう部分もあるのかなと思うのですけれども、建築と機械に関しては、機械が入っていないものと建築の建屋の図面とというものがあってもいいのかなと思いました。また、太陽光についても、ここに何枚、ここに何枚というような平面図があるのであれば載せていただいてもいいのかなというふうに考えましたので、今後検討していただければと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（福富善明君） 要望ですか。

○副委員長（雨宮茂樹君） はい。

○委員長（福富善明君） 要望ということで。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので……

寺内保健給食課長。

○保健給食課長（寺内晴子君） すみません。先ほどの蓄電設備のほうなのですが、2階の機械室になります。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第81号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎議案第82号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第3、議案第82号 工事請負契約の締結について（（仮称）栃木東地域学校給食センター新築機械設備工事）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

寺内保健給食課長。

○保健給食課長（寺内晴子君） ただいまご上程をいただきました議案第82号 工事請負契約の締結につきまして、議案書及び議案説明書に基づきご説明申し上げます。議案書は48ページ、議案説明書は49ページから56ページであります。

初めに、議案説明書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、49ページをお開きください。議案第82号 工事請負契約の締結についてであります。提案理由でございますが、（仮称）栃木東地域学校給食センター新築機械設備工事請負契約を栃木市大平町榎本919番地1、サルカン・山中特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社サルカン、代表取締役、猿山正和と締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、議案第80号と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

次に、参考欄といたしまして、工事名は、（仮称）栃木東地域学校給食センター新築機械設備工事、工事場所は、栃木市神田町地内であります。工事概要につきましては、空気調和設備、換気設備、衛生器具設備、厨房設備などの機械設備工事であります。

また、50ページから56ページの位置図などにつきましては、議案第80号と同じものであります。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、48ページをお開きください。工事請負契約の締結についてでございますが、次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1の契約の目的につきましては、（仮称）栃木東地域学校給食センター新築機械設備工事であります。

2の契約の方法につきましては、事後審査型条件付一般競争入札であります。

3の契約金額につきましては、11億9,900万円であります。

4の契約の相手方につきましては、栃木市大平町榎本919番地1、サルカン・山中特定建設工事共同企業体、代表者、株式会社サルカン、代表取締役、猿山正和であります。

以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） これ委員長、すみません。議案第80号、81号もちょっと含めての質問になってしまうのですが、82号ですけれども、この建設工事全般ということでよろしいでしょうか、含めて。

○委員長（福富善明君） どうぞ。

○委員（青木一男君） お願いしたいと思います。私たちに提示されたこの計画というのは、2023年8月であったかなというふうに思います。この3つの工事、建築、電気設備を含めると、今回22億4,109万円ぐらいになるかと思います。先ほどお話ししました2023年8月のときは、私どもに示された数字が19億3,000万円だったかと思います。その中で、やはり2割以上も金額が変わっているわけですね。それは人件費、あと資材の高騰等の理由というのは分かるのですが、そういったことも含めて、ほかにもそういった、2年間でこれだけの、2割以上上がったという根拠がお分かりになればお聞きしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 五十畑教育次長。

○教育次長（五十畑 肇君） 今のご質問ですが、ちょっと細かい数字が手元にないのであれなのですが、後で提出という形にさせていただければと思うのですが、実際お話のあったとおり、当初計画したよりやはり物価高、特に給食調理場については、どうしても調理器具ですね、それがほとんどの設備としてはウエートを占めていますので、そこら辺のやはり調理器具は金属でできていますので、そのステンレスとか、そういったもののやっぱり値段が上がっているというのは伺っておりますので、そこが具体的に当初計画していた値段よりどのぐらい上がったかというのは、すみません、ちょっと数字が今手元にございませんので、後ほど回答させていただきます。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 当初計画案よりも敷地面積が若干増えてはいるかなというふうに思います。やはり電気工事とか設備とか、建物の内容のところがちょっと変更になった部分もあるのかなというふうにもちょっと感じたものですから、この質問をさせていただいたのですが、その辺も含めてご回答いただければと思います。

○委員長（福富善明君） 要望ですか。

○委員（青木一男君） はい。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑はありませんか。

針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 最新の給食センターということで、話題に度々なっております食物のアレルギー、こういうものには万全の対策が、これはされていると思いますけれども、どのような対策をこの施設建設の中でしているのか、全体にわたるかと思いますが、その辺のところのご回答をお願いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 寺内保健給食課長。

○保健給食課長（寺内晴子君） アレルギー食対応の調理室と盛り付け室をきちんと整備しております。

○委員長（福富善明君） 五十畑教育次長。

○教育次長（五十畑 肇君） すみません。補足になるのですが、当然調理、普通の一般の給食を調理する部屋とアレルギー専用室は当然分けさせていただいております。なおかつそのアレルギー室に入る際には、やはりアレルゲンが体についていると、小麦なんか駄目な子だとどうしてもあるので、エアシャワーというのですか、そういったもので完全に落として、あとは手を洗うところもつくって、そういった形で完全に分けております。

また、アレルギー室については、気圧というか、圧をちょっと高くして、物質がほかのところから入らないように気圧を調整するような装置をつけて、完全にアレルギー物質がその部屋に入らないような対応をさせていただいております。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第82号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了しました執行部の方々は退席して結構です。ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第89号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第4、議案第89号 財産の取得について（小学校児童用タブレット端末）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

宮堀グローバル教育推進室長。

○学校教育課グローバル教育推進室長（宮堀純也君） 本日はよろしくお願いいたします。それでは、ただいまご上程いただきました議案第89号 財産の取得についてご説明させていただきます。議案書は55ページ、議案説明書は68ページでございます。

恐れ入ります。初めに、議案説明書により説明させていただきますので、68ページをお開きください。提案理由であります、GIGAスクール構想実現のため、令和2年度に整備した小学校における児童1人1台のタブレット端末の入替えに伴い、新たに整備する小学校児童用タブレット端末を譲渡特約付賃貸借契約により取得することについて、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文については、省略させていただきます。

恐れ入ります。議案書の55ページをお開きください。財産の取得であります、1、財産の表示につきましては、小学校児童用タブレット端末7,491台です。

取得の方法につきましては、随意契約による譲渡特約付賃貸借契約です。

取得予定価格につきましては、4億2,835万3,000円です。

取得の相手方につきましては、東京都千代田区丸の内三丁目4番1号、株式会社J E C C、営業統括本部長、飯倉義一であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

雨宮副委員長。

○副委員長（雨宮茂樹君） 随意契約ということで、随意契約としたことの理由について説明をお願いします。

○委員長（福富善明君） 宮堀グローバル教育推進室長。

○学校教育課グローバル教育推進室長（宮堀純也君） お答え申し上げます。

今回の相手方契約については、県及び県内全市町が参加する共同調達会議にて行ったプロポーザルにおいて契約候補者として選定された業者となっております。そのため、当市で選定を行っていないことから、取得方法が随意契約となっております。

以上です。

○委員長（福富善明君） 雨宮副委員長。

○副委員長（雨宮茂樹君） 分かりました。ありがとうございます。

あと、OSについて、どのようなOSを予定しているのかお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 宮堀グローバル教育推進室長。

○学校教育課グローバル教育推進室長（宮堀純也君） クロームを予定しております。

○委員長（福富善明君） 雨宮副委員長。

○副委員長（雨宮茂樹君） 現在は、クロームではなかったような気がするのですが、来年度からまたOSが変わっていく中で、生徒たちも含めて使い方が多少なりとも変わっていく、そこに対して何か対策等はあるのでしょうか。

○委員長（福富善明君） 宮堀グローバル教育推進室長。

○学校教育課グローバル教育推進室長（宮堀純也君） お答え申し上げます。

タブレットの契約等が済みしましたら、11月に教員向けの研修会を予定しております。また、次年度、令和8年度から使用するに当たって、先生方、また児童生徒ができるだけスムーズに活用できるように、次年度以降も研修を続けていく予定でございます。

以上です。

○委員長（福富善明君） 雨宮副委員長。

○副委員長（雨宮茂樹君） ありがとうございます。子供たちは意外とすんなりと対応できるのかなと思います。先生方のほうもしっかりと対応していただけるようによろしくお願いします。要望で。

○委員長（福富善明君） ほかにありませんか。

針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） このタブレットについては、2020年、令和2年に導入をして5年経過したということでの更新の財産取得ということで理解はしているのですが、問題はやっぱり5年間使って、栃木市の子供たちが、これは全国的にもいろいろ問題あります。1つは、いいことづくめを大変PRしていますけれども、本当にいいことづくめなのか。これは後で結構でございますけれども、答えられるものは答えてください。2番目が子供の健康です。特に目、心身の健康に不調を招くおそれが多分にある。3として、電磁波です。健康被害も無視できない。

○委員長（福富善明君） すみません。

○委員（針谷育造君） ちょっと待ってください。

○委員長（福富善明君） 一問一答。

○委員（針谷育造君） これは後で結構ですが、今突然言われて感想を言うぐらいで、事実に基づいてこれは環境衛生基準、4番目は。こういうものは本当に達成できているのか。問題は、やっぱり学力です。これはスウェーデン等では、もうデジタル教科書はやめると。先進国ではその



ようなこと、アメリカでも実証されております。肝腎な学力にやっぱり極めて問題があると。学校のICT化がスマホ、ネットの社会的な有害性をさらに増幅させているのではないのか、そういったことを子供たちを守るために市教委としてはどうしているのか。これは後で結構でございます。

○委員長（福富善明君） 今のは後でいいのですか。

○委員（針谷育造君） いいです。すぐと言われても感想ぐらいは、例えば子供の健康、これは重大な問題です。目が悪くなっているというのは、これはマスコミ等でも言っていますけれども、大変な金をかけて、子供たちが心身ともにつらい思いをしているという、これだけは答えてください。

○委員長（福富善明君） 五十畑教育次長。

○教育次長（五十畑 肇君） 委員がおっしゃった、ここでいくとほかの4点については後ほど、ちょっと効果とかがございますので、そういったものは、すみません、後ほどご報告をさせていただきます。健康面については、私も目が悪いのですけれども、そこら辺は、目がどのぐらい、特にタブレットを見たり、画面ですね、そういったものを見ていることによつての、どのような目への影響があるかというのは、視力検査とかを学校で行っていますので、そういったところでちょっとどのぐらいの数字になっているかというのは把握できると思いますので、そちらも併せてご報告を後ほどさせていただくという形でよろしいでしょうか。そのようにお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） では、ついでなのですけれども、小学校の低学年の1年、2年、3年、このタブレットが非常に重いのですよね。それをうちへ持ち帰って勉強しなさいと。これを持ち帰るだけでも遠距離の子供には大変な重労働になっているのではないのかなという気がしますけれども、本当にタブレットが、ばら色の教育を約束しているとは私は思いませんで、そういうことも含めてタブレットの学校内での使用法、特にうちへ持って行って、それをやれという、もう汗をかきながら、この暑さの中で学校へ通いながら、確かに重いのですよね。そういうことも要望として言うておきますけれども、これも含めて後で回答をお願いしたいと思います。委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（福富善明君） 要望。

○委員（針谷育造君） 要望というか、すぐ答えられないと思いますので。

○委員長（福富善明君） 後で総括して資料を頂きたいということでございますか。

○委員（針谷育造君） はい。委員長がまとめたとおりでございます。

○委員長（福富善明君） そういうことで、よろしく願いいたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第89号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第5、議案第90号 財産の取得について（中学校生徒用タブレット端末）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

宮堀グローバル教育推進室長。

○学校教育課グローバル教育推進室長（宮堀純也君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第90号 財産の取得についてご説明させていただきます。議案書は56ページ、議案説明書は69ページでございます。

初めに、議案説明書により説明させていただきます。69ページをお開きください。提案理由であります。GIGAスクール構想実現のため、令和2年度に整備した中学校における生徒1人1台のタブレット端末の入替えに伴い、新たに整備する中学校生徒用タブレット端末を譲渡特約付賃貸借契約により取得することについて、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文については、省略させていただきます。

次に、議案書の56ページをお開きください。財産の取得についてであります。1、財産の表示につきましては、中学校生徒用タブレット端末3,884台です。

取得の方法につきましては、随意契約による譲渡特約付賃貸借契約です。

取得予定価格につきましては、2億2,197万3,760円です。

取得の相手方につきましては、東京都千代田区丸の内三丁目4番1号、株式会社J E C C、営業統括本部長、飯倉義一であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いします。

質疑はありませんか。

針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） タブレットの今回更新されるということで、先ほど冗談とも冗談でないとも取れるような、先生たちの対応はどうかということ、例えば得手な人、得手でない人、あるいは年齢がいつているから得手でないとは限りませんが、その辺の対応はどんなふう、補習というか、マンツーマンで誰かくっつけるのかとか、どんなふうになっているかお伺いをいたします。

○委員長（福富善明君） 宮堀グローバル教育推進室長。

○学校教育課グローバル教育推進室長（宮堀純也君） お答え申し上げます。

まず、校内の体制ですが、各学校には情報教育主任という先生がいらっしゃる。その先生が各学校でタブレット端末を活用するために先頭に立って動いてくれているというのがまず1つあります。その先生方をまとめて、市教委のほうでタブレットの使い方であるとか、そういう研修を行っていることと、それから現在契約しているタブレットを入れている会社のほうで研修会をしてきております。年に2回もしくは1回、各学校で実際に入っているソフトをどのように使うかというような研修会を進めているという形になっております。

以上でございます。

○委員長（福富善明君） 針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） そうしますと、極論としますと、タブレットへの対応が苦痛でなかなか学校へ行くのが積極的でないという先生なんかはいらっしゃるんですか。念のためにお聞きします。

○委員長（福富善明君） 宮堀グローバル教育推進室長。

○学校教育課グローバル教育推進室長（宮堀純也君） タブレット端末は、あくまでも一つのツールですので、必ずしもそれを使わなければならないということではありませんので、得意な方法で、先生方のそれぞれ特徴を生かした教育を進めていただいております。

○委員長（福富善明君） 針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） 一般質問でもこのことについて教育長等も見解を述べておられましたので、深くは言いませんが、今ツールであるということで、そここのところの見解は世の中でも認めつつある。これ使わずして我々生活できないということで、あるいはブンヤさんというか、マスコミの方もいらっしゃいますけれども、活字文化への非常な危惧というものもあるので、記憶に適しているのはどういう分野か、あるいは考えるためにはこれをどう使っていけばいいのか等を注意して、また更新しても引き続き研究を怠らないようにお願いしたいと思います。要望で結構です。所感をいただきます。

○委員長（福富善明君） 宮堀グローバル教育推進室長。

○学校教育課グローバル教育推進室長（宮堀純也君） 私も教員でありましたので、自分自身も教鞭

を執っておりましたが、やはりその子、その子に合った教育というのがとても必要だと思います。活字が入りやすい子もいれば、動画とかそういうものが入りやすい子もいますので、教師としていろいろな子供たちに対応した教育を進めていくというのはとても大切な事だと思っております。やはり活字が得意な子というのも物すごく多いと思いますし、その逆の、やっぱり映像でないと入らない子というのがありますので、先生方もその辺で自分の教育観に基づいてやりはするのですが、やっぱりその子、その子に応じた、時代に応じた教育は進めていかなければならないかなと思っております。

以上です。

○委員長（福富善明君） 針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） 元教員の名宮堀伯楽がそういったお答えをされましたけれども、やっぱり教員の方に非常に力量が問われるというか、この子は活字が得意だなとか、あるいはこの子は映像から入っていく子だなという見極めができないとやはりまずいと思うので、この質問とずれますけれども、先ほどのように先生の教育というのはしっかりと、名コーチ、人を育てられるようによろしくお願いしたいと思います。要望です。

○委員長（福富善明君） ほかに質疑ありませんか。

針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） ここに小中学校とも随意契約による譲渡特約付賃貸借契約、譲渡された古いパソコンというのは、誰が処分をするのですか。

○委員長（福富善明君） 宮堀グローバル教育推進室長。

○学校教育課グローバル教育推進室長（宮堀純也君） お答え申し上げます。

今回契約した株式会社J E C Cのほうの契約の一つとして、現在のものの処分まで含めての契約となっております。

以上です。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

雨宮副委員長。

○副委員長（雨宮茂樹君） すみません。確認でちょっとお伺いしたいのですが、年度で学年が替わったりするわけですが、そういったときにタブレットは一旦全部回収して翌年度に渡すのか、それとも学年が上がる部分に関しては、そのまま渡したままなのか、ちょっとお伺いします。

○委員長（福富善明君） 宮堀グローバル教育推進室長。

○学校教育課グローバル教育推進室長（宮堀純也君） お答え申し上げます。

小学校1年生で貸与したタブレットについては、引き続き1年生が持った子が5年間の契約であれば5年間は持ち上がっていきます。6年生で卒業するときには一度回収して、それが新しい1年

生に回ると。中学校も同じように、中学校3年間貸与されたものは使って、3年が卒業したらば、次の1年生に渡すという形で使っております。

以上です。

○委員長（福富善明君） 雨宮副委員長。

○副委員長（雨宮茂樹君） そうしますと、中学校は今度統合が予定をされているわけですが、来年度からはもう完全に13校で契約というふうになっているのですが、統合に関しての混乱とかは特にないような感じなのですか。

○委員長（福富善明君） 宮堀グローバル教育推進室長。

○学校教育課グローバル教育推進室長（宮堀純也君） お答え申し上げます。

統合に向かってタブレットの台数等も計算した上で配置を考えております。

以上です。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第90号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構です。

〔執行部退席〕

---

#### ◎発言の申出

○委員長（福富善明君） ここで、執行部より発言の申出がありましたので、これを許可します。

寺内保健給食課長。

○保健給食課長（寺内晴子君） 先ほどちょっとお答えできなかった点につきましてお答え申し上げます。

まず、太陽光につきましては、全体の10%の発電使用を見込んでおります。

それから、建築費用の増額につきましては、当初の計画に変更はないのですが、詳細な設計書をつくった際に、やはり資材高騰、あとは人件費も上がったということで増額になっております。

それから、もう一点、耐用年数につきましては、31年を見込んでおります。

以上です。

○委員長（福富善明君） お聞きのとおりであります。

よろしいですか。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時58分）

---

○委員長（福富善明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時15分）

---

#### ◎発言の申出

○委員長（福富善明君） ここで、執行部より発言の申出がありましたので、これを許可します。

寺内保健給食課長。

○保健給食課長（寺内晴子君） 先ほど耐用年数を31年とお答えしたのですけれども、すみません。減価償却資産の耐用年数が31年でありまして、31年でそのセンターは使わないということではなくて、もちろん31年以上も使用していくことになりますので、説明が足りなくて申し訳ありませんでした。

○委員長（福富善明君） お聞き取りのとおりなのですが、これでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） では、ご退席していただいて結構です。

〔執行部退席〕

---

#### ◎議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第6、議案第91号 土地改良事業の施行について（弁天下溜地区）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） 農林整備課でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第91号 土地改良事業の施行についてにつきましてご説明を申し上げます。議案書は57ページから62ページ、議案説明書は70ページから72ページでございます。

初めに、議案説明書の70ページを御覧ください。本議案の提案理由でございますが、老朽化が進んだ農業用ため池の防災機能を早急に強化し、決壊による水害から市民の生命、財産を保護することを目的に、弁天下溜地区において農村地域防災減災事業を施行するに当たり、緊急防災工事計画の概要を定めることについて、土地改良法第96条の4第1項において準用する同法第87条の4第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の57ページを御覧ください。本事業は、農村地域防災減災事業のうち、防災重点農業用ため池緊急整備事業（小規模）として、栃木市大平町西山田地内の弁天下溜地区において実施するものであります。

次に、議案書61ページを御覧ください。位置図にありますとおり、市道1001号線から大中寺方面へ向かう出入口付近に位置する2つのため池のうち、下流にあるため池が弁天下溜であり、19.4ヘクタールの農地に農業用水を供給しております。

続いて、62ページには、基本設計に基づく平面図が示されております。

お手数ですが、議案書58ページにお戻りください。弁天下溜地区緊急防災工事計画概要書についてご説明申し上げます。

まず、1、目的、今回の工事計画の目的についてであります。弁天下溜は、明治時代から利用されてきた歴史ある農業用ため池で、大平町西山田地内に位置し、大岩藤土地改良区が管理しています。現在は、19.4ヘクタールの水田に農業用水を供給する重要な役割を担っております。しかし、令和4年度に実施しました各調査の結果、洪水時の排水能力及び地震時の堤体安全率がいずれも基準値を下回っていることが確認されました。特に洪水吐の能力不足及び地震による堤体破損のリスクが顕在化しており、決壊の危険性が高まっております。さらに、下流域には農地に加えて一般住宅も点在しており、万が一災害が発生した場合、甚大な被害が生じるおそれがあるため、早急な対策が求められております。このため、堤体の補強及び洪水吐などの改修を行い、防災機能を回復させ、災害の未然防止を図ることを目的として本事業を実施するものであります。

次に、2、地域の所在及び現況。当該地区の地域の状況について、この地区内の水田は、昭和46年に県営水田転換特別対策事業により整備され、区画整理や農道整備が完了しております。

次のページを御覧ください。この地域では、水稻を中心とした営農が行われており、また地域にはドジョウやヤゴ類などの生物も生息しているため、工事に際しましては自然環境への配慮もしてまいりたいと思います。

続いて、3、基本計画。今回の工事の計画内容について、本工事では、ため池の安全性を抜本的に向上させるため、主に3つの整備を行います。1つ目は、堤体の補強であります。貯水池側に良質な盛土を施し、堤体を盛り上げることで、洪水に対応できる余裕高を確保します。あわせて、法面保護工を設置し、浸食を防止します。このことにより、洪水や地震に対する堤体の体制が大きく

向上してまいります。2つ目が、取水施設の改修です。堤体面に設置された階段、斜樋及び取水ゲートを改修し、用水の供給能力と安全性を確保してまいります。3つ目は、洪水吐の改修です。現在の測水路型排水吐を正面越流型に改修し、計画洪水量に対応できる排水断面を確保し、洪水対策を強化してまいります。

次に、4、工事の要領。工事の内容につきましては、ため池1か所の整備であり、事業費は7,900万円を見込んでおります。施工期間は、令和7年度から令和9年度までの3か年を予定しております。

次に、5、費用の概算について。次のページを御覧ください。総事業費7,900万円の内訳は、表のとおりでございます。工事費が6,520万円、その内訳は堤体工事1,630万円、取水施設工事3,190万円、洪水吐工事が1,700万円であり、また測量・試験費が1,380万円となっております。

最後に、6、事業の効用。事業の効果につきましては、本事業によりまして19.4ヘクタールの受益農地に対する農業用水の安定供給が図られ、水稻を中心とした農業の生産性向上が期待されます。また、下流域の住宅や市道に対する洪水、地震リスクの低減が図られ、地域住民の生命と財産の保全に資する極めて重要な整備事業であります。

以上で議案第91号 土地改良事業の施行についての説明を終了させていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 農地用のため池と洪水という形なのですが、この目的でこういう事業というのは、初めて取り入れるのか、過去に今まで幾つかやったのかお答え願います。

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） この防災重点農業用ため池につきましては、近年の豪雨災害におきまして特例的に措置された事業で、今回初めて取り組む事業であります。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） これは初めての事業ということで、予算的には国、県、市という形での、その辺分かれば少し説明をお願いします。

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） 今回の事業に関しましては、国が55%、県が25%、国県の補助を合わせて80%、市の財政負担につきましては20%となっております。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） この場所がスタートということで、今後栃木市に条件としてたくさんある



と思うのです、これと一緒に。今後そういうものはどのような扱いをしていくのか、それとも単発事業で終わるのか、その辺説明をお願いします。

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） 今回防災重点農業用ため池に指定されました池が全部で25か所ございます。基本的に、先ほど説明した土地改良区が管理しているものにつきましては、引き続き営農が行われますので、約半分ぐらいは工事のほうを整備していきたいというふうに考えております。ただ、自治会等が管理していきまして、農業者が少なくなって、ほとんど使われていないもの等については、一応廃止の方向も含めて検討していきたいというふうに考えています。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 今の答弁の中で、自治会が管理している、また土地改良区がないところは、減反というか、今後安全の面だけの目的だとこの予算は使えないということですか。

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） 今回の事業に関しましては、廃止工事まで補助の対象となっておりますので、この後、農業的な役割はなくなりますけれども、やっぱり委員おっしゃるとおり、防災上の観点から、やはり雨水をためるというもので必要であれば、そういったものも残すような形で廃止をしていくという形で考えていきたいというふうには思っています。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 先ほど二十何か所といった、取り上げた部分、そのほかに小さいのがたくさんあると思うのです。そういうのは今後考えていかないのか。この間の二十幾つに取り上げた部分でしか行政としては頭はないということですか。

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） 今回栃木市でため池を調査しまして、所有しているのが52か所ございます。指定されたのが25か所。この指定につきましては、やはり下流域に影響がある部分、住宅があるとか重要施設がある、そういった被害のある部分について、今回国のほうでも補助を受けまして整備していく予定でございます。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 住宅があるということで、ここで質問していいか悪いかちょっと分かりませんが、栃農の学校の後ろにもありますよね。國學院の高校にもありますよね。ああいうのは今後、下で農家はないけれども、住宅はたくさんありますよね。そういうのはどのような考えをお持ちですか。

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） 今回農業用として指定されたものに対して、今回対象として実施しております。ちょっと対象の箇所が全て農業用なのかどうかということも含めて、その辺はまた確認

していく必要があるのかなというふうに思っております。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 先ほど質問した農地だけが対象なのか、農地が外れてしまって災害のほうは駄目ということなのか、その辺今確認したのですが、やはり農地も大切ですけども、やはりこの洪水のためにあそこのため池がきちっとしていれば大丈夫だったねなんて言われないうに、やっぱり市は私は努力義務はあるのではないかなと、そう思いますので、その辺の答弁をお願いします。

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） もちろんまちづくりに対しましては、安心安全なまちづくりということで、防災対策が一番重要かと思います。基本的に今回農業用がメインでこの事業を進めておりますけれども、まちを守るとなれば、治水上の洪水対策機能という形もありますので、ちょっとその辺は関係各課と調整していきたいなというふうには思います。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 要望です。

ちょっとしつこいのですが、先ほどスタートに確認した農地ということなので、私が言ったところはちょっと農地から外れているというのは事実なものですから、やっぱり農地と絡んだ中で安全等、その辺は今後行政としては考えていっていただきたいという要望をいたします。

以上です。

○委員長（福富善明君） 要望でよろしいですか。

○委員（大阿久岩人君） はい。

○委員長（福富善明君） 針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） しつこいのですが、今に関連して。これから国のほうでも22兆円で、これもちょっと離れますけれども、後口が関係しますのでお話ししますけれども、22兆円の予算を積んで計画でいくような話が聞こえてきます。その中で、農業関係の危ないところは五十何ヶ所の中で25ヶ所は今のところやる予定だと。そうすると、ほかとの連携ということが当然、まちづくりの防災にとっては必要になってきますので、ここからがこれに関係するところですけども、例えば農業関係が、我々は農業関係のため池を通じて防災に協力をしますというか、そういう手当てをします。ですから、全体計画としてはどうなりますかというのも場合によっては必要なのではないかと思います、この質問に絡んでいるような、絡んでいないような。

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） 今回のため池につきましても、流域治水という考えの中の一環として取り組んでおります。我々としましては、このため池だけではなくて、田んぼダムとか、そういった中で地域全体の治水対策、流出抑制対策というのです

か、そういったものに取り組んでいきたいというふうに思っています。

○委員長（福富善明君） 針谷正夫委員、大丈夫ですか。

○委員（針谷正夫君） オーケーです。

○委員長（福富善明君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第91号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎議案第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第7、議案第92号 土地改良事業の施行について（大柿西溜地区）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） 引き続きよろしくお願いいたします。ただいまご上程いただきました議案第92号 土地改良事業の施行についてにつきましてご説明を申し上げます。議案書は63ページから68ページ、議案説明書は73ページでございます。

初めに、議案説明書の73ページを御覧ください。本議案の提案理由でございますが、本事業は議案第91号と同様に、農業用ため池の機能回復と災害の未然防止を目的としたものであり、大柿西溜地区におきまして農村地域防災減災事業の施行をするに当たりまして、緊急防災工事計画の概要を定めることにつきまして、土地改良法第96条の4第1項において準用する同法第87条の4第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文の説明は、省略させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の63ページを御覧ください。本事業は、農村地域防災減災事業のうち、防災重点農業用ため池緊急整備事業（小規模）として、栃木市都賀町大柿地内の大柿西溜地区にお

いて実施するものであります。

続いて、議案書の67ページをお開きください。位置図に示してありますとおり、国道293号の生出宿里の駅から西へ進み、中郷公民館のさらに西側に位置するため池が大柿西溜であり、19.6ヘクタールの農地をかんがいしております。

次に、68ページには、大柿西溜の基本設計に基づく平面図が示されております。

お手数ですが、議案書の64ページにお戻りください。大柿西溜地区緊急防災工事計画概要書についてご説明いたします。

まず、1、目的について。大柿西溜は、栃木市都賀町大柿地内の山間部に位置する農業用ため池であり、都賀町土地改良区が管理し、19.6ヘクタールの水田に農業用水を供給しています。このため池は、平成11年に供用開始された比較的新しい施設ではありますが、近年の異常気象、特に豪雨の頻発により、防災・減災の観点から、余裕高や洪水処理能力が不足していることが確認されました。さらに、地震耐性評価においても、堤体の安全率が基準値を下回る結果となっておりまして、このままではため池の決壊リスクが高い状況にあります。下流には、農地だけでなく、一般住宅や市道も存在しており、万が一の決壊により、人命や財産に甚大な被害を及ぼす可能性があります。こうしたリスクを踏まえ、堤体の補強と洪水吐などの改修を実施し、災害の未然防止を図ることを目的としまして、本事業を実施するものであります。

次に、2、地域の所在及び現況について。この地区内の水田は、平成6年度から平成14年度の団体営圃場整備事業により整備され、区画整理及び農道整備が完了しております。

続いて、65ページを御覧ください。この地域では、水稻を中心とした営農が行われており、また地域にはドジョウ、サワガニ、ヤゴ類といった生物が生息しており、自然環境への配慮を行いながら工事を進めてまいります。

続いて、3、基本計画について。本事業では、主に2つ、堤体と洪水吐の改修を行い、施設の防災機能を強化し、災害リスクの低減を図ります。1つは、堤体の補強であります。現行の堤体では、余裕高が不足しているため、堤体高をかさ上げします。また、地耐性を向上させるために押え盛土を実施し、堤体の安全性を高めるとともに、法面の侵食を防止するために遮水シートを設置してまいります。2つ目は、洪水吐の改修です。現状の洪水吐は、計画洪水量に対して流下能力が不足しているため、洪水断面を確保できるように改修してまいります。

次に、4、工事の要領について。今回の整備対象は、ため池1か所であり、事業費は7,310万円を予定しております。工事期間は、令和7年度から令和9年度までの3か年で、弁天下溜地区と同様のスケジュールであります。

次に、費用の概算について。次のページの表を御覧ください。総事業費7,310万円の内訳は、工事費が5,810万円であり、その内訳は堤体工事1,410万円、洪水吐工事4,400万円となり、併せて測量・試験費として1,500万円を見込んでおります。

最後に、6、事業の効用につきましては、この工事により19.6ヘクタールの水田地帯への農業用水が安定して供給され、農作物の生産向上が期待できます。また、下流域における豪雨や地震などによる災害リスクを大幅に軽減できることから、地域の安全安心に大きく貢献する極めて重要な事業でございます。

以上で議案第92号 土地改良事業の施行についての説明を終了させていただきます。ご審議の上、何とぞご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法でお願いします。

質疑はありませんか。

針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） ありがとうございます。基本計画のところで、堤体に盛土をするということで分かりましたが、前の案件の弁天下溜では、良質な盛土を施しというような、良質という言葉が入っています。今回は単に、今盛土ということで、先ほど聞きはぐってしまったのですが、勾配の違いとかなんとかがあって、特に良質なのかとか、あるいは言葉を強調するために、たまたま起案者がこちらに良質なものを入れたのかということをお聞きます。

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） すみません。説明が足りなくて申し訳ございません。基本的には良質な盛土をしていきたいと思っています。勾配につきましては、約1対2、長さに対して半分ですか、高さに対して長さが倍のような角度での盛土を行っていく。要は大雨に対して崩れないような対策をしていくというふうな工事になります。

○委員長（福富善明君） 針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） ひとつ安心しました。

それで、これも良質な盛土に違いないのですが、その良質という意味は、土の種類であるとか、専門工事者の人は当然ご存じだと思うのですが、私もよく分からないので、例えばこういうのがこういうところに使われる土なのだよという、専門的といえば専門的なだけけれども、良質というふうに書いてあるので、ちょっとやさそとではないのだよという意味の答弁になるのかと思いますが、お願いします。

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） 基本的に堤体が崩れるパターンというのは、やはり浸水と地滑り、そういったところがやっぱり崩壊の原因になってきますので、そういったものに耐えられる、やっぱり粘性であったりとか、粘りとか、そういったいろいろなものの良質な土を使うという形になるかと思っています。

〔「分かりました」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ほかにありませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） この大柿西溜は19.6ヘクタールということで、この図面を見ますと、その広さで面積で、その中に民家が結構点在しているのかなというふうに思うのです。弁天下溜は民家は山際にあって、道路よりもどっちかという北東にあって、それほど被害というのはちょっと分からないのですが、今まで、現在も含めて、今までそういった民家等に被害は、この大柿西溜はあったのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） 私どものほうでは、被害のほうの報告は、取りあえずは受けておりません。ただ、こういった危険性があるという形で、特措法に基づきまして工事のほうは進めてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第92号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了しました執行部の方々は退席して結構です。ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

---

◎議案第78号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（福富善明君） 次に、日程第8、議案第78号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第1号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載しております金額については、読み上げを省略していただいても結構です。

丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） よろしく願いいたします。ただいまご上程いただきました議案第78号 令和7年度栃木市一般会計補正予算（第1号）のうち、所管部分につきましてご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたします。予算書26、27ページを御覧ください。6款1項農業費、3目農業振興費につきましてご説明いたします。補正額は1,743万3,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。稲等病虫害防除事業費補助金につきましては、昨年度全国的に大発生いたしましたイネカメムシにより、本市においても市の南部を中心に甚大な被害があったことから、今作の稲への対策として、病虫害の共同広域防除を行う協議会等に対する補助金を増額するものであります。

次の4目農地費につきましてご説明いたします。補正額は2,953万9,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。農地事務費につきましては、地域農業水利施設ストックマネジメント事業を活用し、巴波川に設置された農業水利施設三番堰の機能保全計画を策定するため、委託料を増額するものであります。

次の市単独農業農村整備事業費につきましては、藤岡町西前原地域における河川土砂しゅんせつのため、委託料及び工事請負費を増額するものであります。

28、29ページを御覧ください。2項2目林業振興費につきましてご説明いたします。補正額は517万6,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。治山林道管理費につきましては、岩舟町三谷地内林道広戸宮線沿線に不法投棄された産業廃棄物を撤去するため、委託料を増額するものであります。

続きまして、32、33ページをお開きください。10款教育費についてご説明いたします。1項4目学校給食費につきましてご説明いたします。補正額は2,674万2,000円の増額でございます。右の説明欄を御覧ください。学校給食事業費につきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰している学校給食の賄い材料費を増額するものであります。

続きまして、34、35ページを御覧ください。2項小学校費についてご説明いたします。1目学校管理費です。補正額は41万円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。藤岡小学校運営費及び寺尾小学校運営費につきましては、それぞれの小学校のためにいただいた寄附金を活用し、必要な備品を購入するため、備品購入費を増額するものであります。

次の2目教育振興費及び次ページの3項2目の教育振興費につきましては、財源の付け替えでございますので、ページのほう、次のページ、38、39ページをお開きください。4項社会教育費につきましてご説明いたします。3目文化財保護費につきましてご説明いたします。補正額は574万7,000円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。おおひら歴史民俗資料館管理運営費につ

きましては、おおひら郷土資料館、白石家戸長屋敷の母屋屋根及び長屋門西側の築地塀の修繕のため、母屋屋根等修繕工事費を増額するものであります。

次の文化財保存修理事業費につきましては、栃木市指定有形文化財である大中寺山門の屋根瓦の修理への補助金を増額するものであります。

以上で所管関係部分の歳出の説明を終了いたします。

○委員長（福富善明君） 寺内保健給食課長。

○保健給食課長（寺内晴子君） 続きまして、歳入につきましてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書14、15ページをお開きください。15款2項6目教育費国庫補助金につきましてご説明いたします。補正額は9,552万5,000円の減額であります。右の説明欄を御覧ください。1節教育総務費補助金の説明欄、学校施設環境改善交付金につきましては、（仮称）栃木東地域学校給食センター整備事業において交付金を見込み、申請していましたが、本事業が不採択となったため、減額するものであります。

16款2項4目農林水産業費県補助金につきましてご説明いたします。補正額は540万円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。1節農業費補助金の説明欄、水利施設等保全高度化事業補助金につきましては、地域農業水利施設ストックマネジメント事業に対する10分の10の国の補助金であり、事業採択額に基づき、補助金を増額するものであります。

18款1項6目教育費寄附金につきましてご説明いたします。補正額は31万円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。2節学校施設費寄附金につきましては、学校施設整備を目的とした寄附が当初の見込みを上回ったことから増額するものであります。

続きまして、補正予算書の16、17ページをお開きください。19款2項11目義務教育施設整備基金繰入金につきましてご説明いたします。補正額は10万円の増額であります。右の説明欄を御覧ください。1節義務教育施設整備基金繰入金につきましては、昨年度末にいただいた藤岡小学校の教育支援を目的とした寄附金について、義務教育施設整備基金へ積み立てていたものを今年度の事業で活用するため、基金からの繰入金を増額するものであります。

以上で所管関係部分の歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、継続費につきましてご説明いたします。恐れ入りますが、補正予算書の6ページをお開きください。第2表、継続費補正（変更）についてご説明いたします。10款教育費、（仮称）栃木東地域学校給食センター整備事業費につきましては、当初学校施設環境改善交付金を見込み、申請を行っていましたが、本事業が不採択となったことから財源を組み替えるものです。なお、総額の変更はございません。

以上をもちまして、令和7年度栃木市一般会計補正予算（第1号）の所管関係部分の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 以上で当局の説明は終わりました。



お諮りいたします。本案については歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、予算書のページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 29ページです。治山林道管理費なのですが、今のご説明ですと、岩舟町広戸三谷線ですか、ということで、これは三谷の斎場から多分北側の羽田地区に抜ける道の山道の中に廃棄されたものがかなりあるということで、それを撤去するという委託料になっているかと思いますが、かなりあそこは急な場所に投棄されている状況であります。ああいったものを除去するとなるとかなりちょっと難しい問題も生じてくるかと思うのですが、その内容を具体的にお知らせ願いたいと思います。

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） ご質問にお答えします。

今回の不法投棄に関しましては、令和7年1月から4月にかけて、委員おっしゃるとおりの場所に、地域の方からの通報を受けまして現地確認を実施しました。基本的には林道のほうに関わるものに対して今回私どものほうは撤去してまいります。個人の方の山の中の斜面であったり、谷底に落ちてしまっているものはちょっと対象としてございません。今回は約40平米ぐらいの産業廃棄物、要は解体材であったりとか廃プラスチック、あとは畳等、そういったものがありましたので、それらを撤去していきたいというふうに考えております。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 林道に面している部分ということなのですが、それほど距離は、林道自体は長いのですけれども、投棄されている部分は長くはないのですけれども、それほど長くないと思うのです。それで、やはり517万円の金額ということなのですが、その辺もうちょっと、道路に接している面、どの辺ぐらいまでというのをちょっとお聞きしたいのですが。

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） 基本的に途中にため池がございます。そこから上流に行ったところが1か所、さらに登っていきまして急なカーブがあるのですけれども、その先でもう一か所、さらにまた、ちょっと目的物がなくてあれなのですけれども、さらにその上に行ったところで3か所、4か所ぐらいですか、実際に投棄された部分がありますので、そちらのほうのまず撤去をしていきたいというふうに考えています。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 分かりました。

それと、先ほどお話ししました民間の方が所有している山林に投棄されたものもかなりの量がありますが、あれはもういかんともしがたいものなののでしょうか。やはり民有地ということで市は手が出せないというのは分かるのですけれども、あのままずっと放置したままになってしまうのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） 不法投棄に関しましては、大変困ってしまっていて、最終的にはやはり所有者のほうの責任になってきってしまうようなのが現状でございます。ただ、その不法投棄がやはりこの後、臭いが出てきたりとか、山火事になるような、もし危険性があるものであれば、市のほうでもその辺の撤去は考えていきたいというふうには考えております。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） そこで、1点だけちょっと要望させていただきたいのですが、林道、かなり木が生い茂っております。やはり通行している方も時々おります。私も時々あそこを通るのですけれども、ぜひ山林の管理、伐採等をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） そうですね。人目につきにくいとか、人が行きにくいところはどうしても投棄されやすい環境になりますので、そういったところの管理、できるだけ管理してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） マナーを守らない人がいて500万円の税金が消えていくということなのですが、これで警察関係というか、そういったことで検挙ではない、何と言ったらいいのですか、そういったことの例はあるのですか。

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） 山林に捨てられたものに対しては、多分検挙等はないかと思います。ちょっと私のほうの管理している中では。

○委員長（福富善明君） 針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） そうすると、やっぱり周りの住民の監視の目というか、山の中あるいはあそこを登っていったところですので、生活環境のほうになるのかと思うので質問できませんけれども、こういうのを通じて、我々こういうのも担当課で予算を出しているのです、その予防についてもしっかりやってくれよみたいなことを所管のほうに、こっちの後始末をしている課としてもぜひ伝えて

いただきたいと思います。

○委員長（福富善明君） 大塚農林整備課長。

○農林整備課長（大塚和美君） 一応クリーン推進課と協力しまして、監視カメラのほうを現在設置してございます。そういった中で、あとは警告看板の掲示とか、市や警察によるパトロール等を強化する中で、なかなか改善だったり再発防止にまでは届かないかもしれませんが、そういった努力はしていきたいというふうに思っています。

○委員長（福富善明君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 27ページのカメムシで1,700万円、先ほどの説明の中で協議会のほうにという言葉なのですが、カメムシはやっぱり中山間地、それと放棄地、それと河川の大きいところというところに発生するものですから、協議会という意味がちょっと分からなかったのですが、どうやったら補助金がいただけるのか、細かく説明をお願いします。

○委員長（福富善明君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） イネカメムシの発生、今年はかなり覚悟をするというか、発生が予想されているところでございます。今までもそうなのですが、水稻に対しての防除については、特にイネカメムシはそうなのですが、広域的に集団で同時期に、同時期にというのはカメムシが出る時期に一齐に防除するというのが効果的ということになっておりまして、各農協等で行っております、いわゆるラジコンヘリによる集団防除、そういうものに対して、農協だけではないのですけれども、各地域の集落営農でもつくっているような防除団体で地域一帯を一齐に防除するような防除費用に対して、集団に対して市のほうでその費用を負担するという形になります。そこをお願いするそれぞれの農家さんの費用自体が、協議会の費用が市の補助金が入ることによって防除費用が下がるものですから、要するに個人に行くわけではないのですけれども、それぞれの農家さんが頼む防除団体の費用自体が市のほうで補填するという形になりますので、農協さんの負担も減るという形になりますので、ぜひこのような形で、今回カメムシは特になのですけれども、個人でずれた形でやるよりも、ある程度広域的に集団で防除するというのが効果的だと思いますので、そのところの集団、防除協議会等の団体に対して補助をしているというようなものになります。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 団体というと、そうすると一農家の人が中山間地のカメムシというときは、今までラジコンヘリでやったのですけれども、ドローンで消毒していますよね。団体というか農協さんというか。あそこに申し込めば、個人でもそれは対象になるということですか。

○委員長（福富善明君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） 今、無人ヘリの、ラジコンヘリのお話をしましたが、例えば農協さ

ん、もしくはそれ以外の協議会でも、市のほうではラジコンヘリコプター、今おっしゃられたドローン、また乗用管理機なんかでも防除できますので、協議会のほうで日にちを指定して、この時期にこの地域を回りますよというふうなものがありますので、そこに参加していただくという形になれば参加できますので、そのような形で防除していただければと思っております。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 今までは、カメムシではなく普通の消毒ということで、地域別によってドローンなりラジコンヘリで消毒をしていました。このカメムシというのは、そこと同じくではなく、別事業として消毒をするということですか。

○委員長（福富善明君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） 市のほうで補助する事業といたしましては、水稻への病害虫防除ということなので、今までやっていたものも含めます。ただ、イネカメムシにつきましては、雑木林等の落ち葉の下等で越冬して、稲の出穂期に水田に飛んでくる。そして卵を産んで、稲がなくなるまで居続けて、また越冬のために雑木林のほうに行くというふうな状況ですので、その出穂期プラス、それから1週間、10日後の2回の接種が効果的ということですので、今までの時期というのですか、適期という時期を見きわめるというふうな必要があることになります。

ちょっと少しプラスになりますけれども、農協さんでやっている協議会、特に南部、去年南部のほうが被害が大きかったのですが、こちらにつきましては南部地区、大平、藤岡、岩舟ですけれども、年6回、回る時期を、6回分の時期を設定しまして、ご自分の水田の時期、品種等によって時期がずれると思いますので、その時期に2回選んでいただくというふうな形で、回数が増えるような形で農協さんのほうは設定しているというふうな話も伺っておりますので、今回の補正につきましては、今まで1回分しか出ていなかったものを2回分出すというふうな形の予算措置という形を取らせていただいております。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） では、すみません。もう一度確認します。

カメムシで全国的に騒いでいるというのが本音なのですが、今までの消毒をする時期とカメムシの消毒の時期というのは、少し差があると思うのです。そうすると、今までの消毒のときにカメムシの薬を入れれば一回で済むのですけれども、やっぱり時期を見計らったときには、要するに2回必要なのかなと。その辺を、だから2回は出しますよとか、そういうのが、一度に入れて、予算は、薬はこれ全部入れてしまって、まいってくださいと言うのか、カメムシはカメムシとしてきちっとした消毒をするのか、その辺をもう一度明快に答えをお願いします。

○委員長（福富善明君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） 回数の問題と捉えておりますので、今まで1回もしくは農家さんによれば2回、3回まいている方がいるかもしれませんが、今年については、今回市のほうでも予算

の増額を考えておりますけれども、その辺につきましては、イネカメムシに必要な時期2回を選んでいただくという形で考えておりますので、今年に関しては、イネカメムシの発生が予想できますので、イネカメムシの発生時期に合わせてまいっていただく。しかも出穂期と、出穂期から10日後の2回は、その時期にまいっていただきたいと思っております。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） よく分かりました。その辺は、今まではよく農協からチラシが回ってきて、消毒の申込みという形でやったのですが、その辺が要するにカメムシならカメムシの消毒、今までの消毒という別のきちっと分かりやすい、そういうのを配付していただきたいというふうに思うのですが、その辺はどう思いますか。

○委員長（福富善明君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） 昨年のイネカメムシの被害から今年度にかけてまして、市もそうですし、農協さん、あとは県の下都賀農業振興事務所等で会議なんかも開きまして、周知に関しては協力してやっていこうという話になっております。先ほどの話で、ちょっとあれかもしれないですけども、薬自体は、特にイネカメムシが効くとかというよりも、いわゆる病害虫の殺虫という形でやっていますので、特にイネカメムシに効く薬がとかという話はないとは思いますが、先ほどちょっとお話をしましたように、農協の南部の地区においてはイネカメムシの発生が予想されるので、昨年の回数よりも増やした回数で、いいタイミングで選べるような形での周知等も行っております。また、農協さんの便りの中にも恐らく回数増えますよというのは、ちょっと北部と南部でまだ、発生が南部が多かったのも、南部のほうが多いのですけれども、そのような形の対応はしていると伺っております。

○委員長（福富善明君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 私は浅学非才で分からないのですが、何かカメムシの消毒というのは、かなり時期というか、稲に対しての時期が重要だと。ですから、先ほど言った病害というか、その消毒というよりは、かなり何か稲の生育に、この時期にやらないと効かないという話を聞いているのですが、その辺は情報としては入っているのですか。

○委員長（福富善明君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） 先ほど言った、稲のほうの出穂期と10日後になるのですけれども、それにつきましては、例えば県のほうで、今年の気象なんかによって大体予想時期がこれぐらいですよであったり、あとイネカメムシの発生状況なんかも公表、県のほうではイネカメ作戦みたいな形で載せておりますが、一般質問のときにもちょっと答弁のほうで述べさせていただきましたが、今はLINE等で、なかなか使っている人がどれだけいるかあれですけども、LINE等でそういった予報なんかも取りに行かずに入ってくるような、そういうような形でも広報のほうは行っております。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 関連なのですが、イネカメムシですか、かなり悩ましいものかと思うのですが、食品安全面でちょっとお聞きしたいのですが、消毒回数も増えるということで、食の安全面に対しての影響というのはどのようなものがあるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 丸山農業振興課長。

○農業振興課長（丸山 浩君） いわゆる殺虫剤に対するということだと思いますが、ちょっとお話ししましたが、薬剤に関して特に強いものという形ではなくて、適期に適切な薬剤を使うという形での指導も聞いていますので、その点については問題ないと思っております。

あとは、去年かなり被害が出まして、不稔になってしまったりとか、あとは黒く斑点がついてしまうようなお米につきましては、食の安全の点においては、ちょっと価格の面で下がってしまうとかというところは、価格の面で等級が下がってしまうというところはありますけれども、食の安全については問題ないと認識しています。

○委員長（福富善明君） 青木委員。

○委員（青木一男君） 認識されているということなのですが、安全面には心配ないということでしょうか。私どもは家族そろって米が大好きなものですから、安心して食べさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（福富善明君） 針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） すみません。給食のことでお聞きします。

17ページ、教育総務費で、先ほど盛んに議論されました学校給食センターの問題で、旧特例債の話が久々に出てまいりまして、令和6年度で終わりかと思っていたのですが、まだ生きていたと感じるのですが、その辺のところをご説明をお願いしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 寺内保健給食課長。

○保健給食課長（寺内晴子君） 旧合併特例事業債につきましては、令和6年度までに設計が終わった事業、さらに令和9年度までに事業が完了する工事に対して活用できるということで、こちらの起債を活用することになりました。

○委員長（福富善明君） 針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） 分かりました。そうしますと、旧合併特例債の最後のランナーみたいな形になるのですか。

○委員長（福富善明君） 寺内保健給食課長。

○保健給食課長（寺内晴子君） 申し訳ありません。その辺りはちょっと財政課さんのほうに確認しないと、申し訳ありません。ちょっと分からないのですけれども。

○委員長（福富善明君） 針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君）　ここに旧合併特例債という非常に有利な特例債を持ってきたわけですが、いろいろなメニューがあるかと思うのですけれども、そのメニューの一覧表みたいなものは、例えば所管課に貼ってあるとか、何かそういうことになっているのですか。例えばAとBを使おうとか、AとCを使おうとか、全体のバランスの中で考えているのでしょうか。と申しますのは、課によって補助金の使い方がうまい課とか、そういうのがあるのかどうか、そういうことを疑ってはいけませんが、ある程度その補助金のメニューを、我々が使えるメニューはこれだけのものだというものが一覧表にして貼ってあるのかどうか分かりませんが、その辺はどういうふうにして組立てをしたかお聞きをします。

○委員長（福富善明君）　寺内保健給食課長。

○保健給食課長（寺内晴子君）　すみません。私4月からこちらの課長になりまして、紙貼ってあるとか、そういったのをちょっと確認はしていないのですけれども、その辺りちょっと財政課のほうに確認しておきたいと思います。

○委員長（福富善明君）　五十畑教育次長。

○教育次長（五十畑　肇君）　当然予算を組み立てる際には、どういう財源が使えるかというところをまず検討させていただく中で、先ほど交付金、補助金、そういった活用も一つなのですが、当然起債もその中に入っていますので、そこは予算を財政課と一緒に組んでいくわけなのですが、その際、よく相談をしながら、どういった起債が有利になるかと。この事業にはこういう起債が有利だと、そういったところをよく相談しながら進めていますので、今回この給食センターに当たっては、先ほど課長から説明があったように、旧合併特例債、こちらが使えるということで有利なところもございまして、それを今回活用させていただいたという形になります。

〔「了解です」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君）　ないようですので、これをもちまして質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君）　討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君）　ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第78号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君）　ご異議なしと認めます。

したがって、議案第78号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。  
議事の終了した執行部の方々は退席して結構です。ご苦労さまでした。

〔執行部退席〕

---

◎所管事務調査の実施について

○委員長（福富善明君） 次に、日程第9、所管事務調査の実施についてを議題といたします。

本案については配付のとおり、委員長宛て動議が提出されております。提出された動議は、お手元に配付のとおりであります。

そこで、提案者の説明を求めます。

針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） ただいま説明がありましたように、委員長宛て、提出者、針谷育造、氏家晃、青木一男3名で、所管事務調査実施に関する動議を出したいと思います。

下記の内容について、栃木市議会会議規則第103条に基づく所管事務の調査の実施を要請します。

記として、1、案件名でありますけれども、市民農園閉鎖に伴う当該土地返還の経緯及び農地法第5条第1項による農地転用の実態調査について。

調査事項、2としまして、①、市民農園閉園に伴う当該土地返還の経緯について。②として、令和5年9月28日付栃農指令第5—53号による農地転用許可の事務処理について。

調査目的が3でありますけれども、事務処理状況の解明と適正化ということでございます。

4として、調査方法、執行機関の事務処理、資料の確認、調査。②として、当事者、関係者からの聞き取り。

5といたしまして、調査期間でありますけれども、令和7年6月18日、本日から調査終了までということで、委員長宛てに動議を提出したいと思います。

○委員長（福富善明君） 以上で提出者の説明は終わりました。

ただいまの説明に対し、ご意見、ご質問等がありましたらご発言願います。ありませんか。

針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） まず質問というか、あした議員研究会ですか、執行部のほうで説明があるやに聞いております。その中で、ただいまこの動議が出されたという、その理由といいますか、そのことについてお聞きしたいと思います。

○委員長（福富善明君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 確かにそのような意見が、19日に研究会が開かれるということになりまして、今日その情報が入ってまいりました。それを見ますと、ここの動議で言っていることについては、経過が述べてあるだけで、そのことについて新しい、一般質問等で出されたことの経過が書いてあるということで、私たちからすると、それは経過はそこで明らかにはなりますけれども、農地法第



5条第1項についての審議の状況や、あるいは申請人であります方の同意であるとか承諾、そしてそのほか施設を造った方とか、そして最初は、ここにもありますように、あそこに市民農園があったわけですが、大変長い間、市民の皆さんがふれあい農園ということで利用してきたのですが、それらが年代見ますと、事前にある事業者の方からその後始末をどうするのだというような提案等もあったようでございまして、資料も私たちはもらっておりますけれども、その開発業者、こうしたいというようなことがどうも推測の域を出ませんけれども、そういう意味では市民農園が閉鎖になるに当たって、不思議なこともたくさんあることも地元の人たちから聞いているのです。そういう意味で、産業教育常任委員会とすれば、それらをぜひ解明していきたいな、しなければ私は議会の本分であります調査権あるいは執行部の調査状況をきちんと点検していく、そういう立場に立てば、動議を出して行って、このことについて明らかにしていきたいなと、そういう理由でございます。

○委員長（福富善明君） 針谷正夫委員。

○委員（針谷正夫君） お聞きするに、一刻も早くという熱意なのかなという気はいたしました。ただ、私が思うに、こういった問題を解決するので、今回2つのことをちょっと感じました。1つは、南部にお住みの方、藤岡町あるいは岩舟町等にお住みの方は、この事業体の事業者の名前もご存じでしょうし、あるいは実際に目に見、人の評判を聞き、あるいはそういった場所まで篤と存じ上げているだろうと思います。しかるに私どもは、北のほうに住んでおりまして、議員なのに何で見に行かないという意見もあるかもしれませんが、生活の中で皆さんが知った情報、そして一般質問にまで取り上げて調査研究したその知識の量、体験、それに引換え、私どもは全くの小学の1年生でありまして、知識のレベルの差があって、調査に入るのはなかなかこれは難しいというか、第一、何を質問していいかわからないみたいなことというか、体験に基づいたこととあまりにもレベルの差があるので、あしたその意見を聞いて、なるほど、こういうことかという、今発案者がおっしゃられた全容は解明はできませんが、ある程度の知識の量を身につきますし、一刻も早く足並みをそろえて、皆さんと一緒に質問ができるように、調査ができるようにという意味では、基本的に私も賛成であります。

それともう一点、これだけこの問題を解決するには、議会だけでとか、あるいは執行部だけでというのが大変で、議会も執行部も一体となってこの問題を正しい、そしていい方向に向けなければならないと思っています。ですから、執行部のその研究会にも我々もリスペクトをして、悪いところはしっかりとただしますが、一応執行部の熱意といいますか、こういうことで進めてきたということをしかりと聞いて、そして私どもは私どもでしっかりと調査研究を、それも生かしながらしっていくということで、お互いの信頼に裏打ちされた執行部と議会ということで、しっかりとおやじがせがれを怒るようなというか、ちょっと表現は分かりませんが、そういった愛情の籠もったやり取りの、その調査にさせていただければというふうに思っております。そういうわけで、私もこの調

査に賛同はいたします。ただ、2点そんなことを感じました。

以上です。

○委員長（福富善明君） ほかにご意見、質問ありませんか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 私も賛同します。ただ、私も勉強しながら、正夫委員と正直言って100%一緒に、本当に皆さんというか、ここに名前がある3人の人は120%ぐらいは勉強してやっていると思うのですが、私たちは実をいいますと零点で、今から勉強していくと。そして、あした逆に勉強会があると。その中で、私たちがスタートしていくのかなと。ですから、私もこれをやらないというのではなく、やっていくというのはやぶさかではないと。ただ、本当に温度差があるスタートなのかなというのが私の心情でございます。これから一生懸命勉強して、皆さんと同じく議論ができるように頑張りたいと思いますが、やはり私の私的な感情からいえば、一方聞きというわけにはいかないのかな。やっぱり執行部、そしてこれを現にやった人たちのいろいろな意見があるかと思うのです。その辺をきちっと聞いて、勉強していかないと、なかなか判断ができないというのが私でございます。ただ、少し時間をいただかないと、皆さんに早く追いつけないというのが本音でございまして、早急に結論というのはいかがなものかというふうに私は思います。

以上です。

○委員長（福富善明君） 針谷育造委員。

○委員（針谷育造君） 温度差、私も十分分かっていづつものであります。この動議がオーケーが出れば、その中で十分私はできると思っておりますので、皆様の本当に賛同をいただくようなご意見と、やはりレベルを合わせようと、そういうものはこの動議の中で可能であるというふうに私は思っているものですから、ぜひよろしくお願いします。

○委員長（福富善明君） ほかに意見、質問等ありますか。

青木委員。

○委員（青木一男君） 動議を出させていただいた1名の委員なのですが、常任委員会の調査研究というのは、常任委員会で権限を持っております。専門的かつ効率的に審査を自主的に行うというチェック機関でもありますので、私は専門性や効果的な議会活動を行うためにも必要ではないかということで、動議を出させていただきました。私たち議員には、やはり疑問や問題点などをしっかりと調査をしないといけない部分があるかと思います。

それで、私思うには、反省しないといけない部分なのですが、サッカースタジアム問題がありますよね。その件に関しては、やはり執行部より栃木市公園条例の中で何ら法に抵触する部分はないというような説明があったかと思えます。そういったものを我々がしっかりとした調査をせずに、執行部の意見をうのみとは言いませんが、それを聞いて、ああ、なるほどなと納得した部分で進めた結果がこういった大きな問題にもなった部分ではあるのかなというふうに思っております。です

ので、やはり私たちが疑問に思った部分というのは、もう徹底して調査して、本当に私は市民の方に説明責任がありますから、もう胸を張って、私はこういう方向性を見いだしましたよというような状況をつくるべきだと思っております。ですので、私はそういった思いでこの動議を出させていただきました。先ほど針谷正夫委員のほうから、ちょっとなかなか理解できない部分というか、北のほうの方は分からないよという、これ当然です。私も100%理解している部分ではありませんが、それを皆さんで一から勉強して、これだけマスコミ、インターネット等騒いでいる問題等でありますので、皆さんで調査研究して、それを進めて、そしてまた執行部とともに、先ほど針谷正夫委員がおっしゃっていただきましたけれども、執行部、そしてまた議会として並行してやっぱり調査研究していくべきだなというふうに思いまして、この動議を出させていただきました。

以上です。

○委員長（福富善明君） 氏家委員。

○委員（氏家 晃君） 私も提出者の一人でありまして、先ほど針谷正夫委員、それから大阿久岩人委員のほうからもありましたが、栃木市は南北に長いですから、私も北のほうに住んでおりますので、この件に関しまして、本当に詳細に分かっているかと言われますと、分からないところが、針谷育造委員、また青木一男委員に比べたらあるかと思えます。そういったところも含めて、この問題はやっぱり産業教育常任委員会が所管であると思えますので、そういったところで地域によって、離れた地域の人は分からない部分等も多々あるかと思うのですが、そういったところも含めてしっかりと調査をしていくべきであると思ひまして、私も提出者の一人として名前を連ねさせていただきました。しっかり産業教育常任委員会として、所管として調査をするべきだと思っております。私も分からないところはたくさんあります。どうぞよろしくお願いします。

○委員長（福富善明君） 雨宮副委員長。

○副委員長（雨宮茂樹君） 私も針谷正夫委員、大阿久委員と同じように、この問題に関しては報道等、また針谷育造委員の一般質問等でしか情報を入れていないというところであります。本来であれば、明日研究会がありまして、その研究会を聞いた上でどうしていくのが正しいのか、いいのかということを考えたいという部分もございましたが、大きな疑惑がかかっている案件でもございますし、報道等も様々されて、法制の部分とかも指摘をされている部分もございます。やっぱりここは明日の研究会も含めて、常任委員会としてしっかりと調査研究を、最初から、スタートの部分から、どこからどこが間違っていたのかも含めて、しっかりと研究していく必要が、調査していく必要があるというふうに思いますので、今回のこの案件については私は賛同という形で思っております。

以上です。

○委員長（福富善明君） ありがとうございます。

全員意見が終了しましたので、ほかに意見等がございましたらご発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ないようですので、ただいまから所管事務調査の実施について採決いたします。

お諮りいたします。本件につきまして所管事務調査を実施することに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（福富善明君） 起立全員であります。

したがいまして、本件は所管事務調査を実施することに決定いたしました。

次に、栃木市議会規則第103条の規定により、所管事務調査を行う際には、調査の実施を議長に通知することとなっておりますので、その内容について議題といたします。

通知は、①、事項、②、目的、③、方法、④、期間等を記載することとなっております。提出された動議に全て記載がございますが、改めてご意見等がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） 動議に記載の内容で議長宛てに通知を提出することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、お諮りいたします。本件は継続審査として、6月議会閉会後も調査を行うことといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（福富善明君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

したがいまして、本件は継続審査とするものと決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（福富善明君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長及び副委員長にご一任願います。

これをもちまして産業教育常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午後 零時35分）